

令和7年度（2025年度） 富士見市放課後児童クラブ入室案内

申込みのスケジュール

(1) 令和7年4月新規入室申込み受付

受付日	時 間	場 所
令和6年11月2日（土）	午前9時～正午	市役所本庁舎 1階 全員協議会室
令和6年11月5日（火）	午後2時～4時	針ヶ谷コミュニティセンター 1階 会議室
令和6年11月6日（水）	午後2時～4時	ふじみ野交流センター 3階 多目的ホール (車での来場はご遠慮ください)

*受付日に申請できない方は、11月7日（木）～3月14日（金）の期間で、保育課窓口にて随時受付をします。

*入室は受付順ではありません。提出された資料等を基に選考を行い、入室を決定します。

*申請書類をご用意の上で会場にお越しください。郵送での提出はできません。

(2) 令和7年4月継続入室申込み受付

9月時点で児童クラブに入室している方は、在籍している児童クラブから書類を受け取り、11月1日（金）から11月7日（木）までにクラブへ提出してください。

*期間内に提出できない方は、保育課窓口にて受付をします（郵送不可）。

(3) 令和7年5月以降入室申込み受付

入室月	受付期間	入室月	受付期間
5月	3月17日（月）～4月15日（火）	10月	8月18日（月）～9月12日（金）
		11月	9月16日（火）～10月15日（水）
6月	4月16日（水）～5月15日（木）	12月	10月16日（木）～11月14日（金）
7月	5月16日（金）～6月13日（金）	1月	11月17日（月）～12月15日（月）
8月	6月16日（月）～7月15日（火）	2月	12月16日（火）～1月15日（木）
9月	7月16日（水）～8月15日（金）	3月	1月16日（金）～2月13日（金）

*受付場所／富士見市保育課窓口（郵送不可・期限内厳守）

*申請に必要な書類が全て揃っていないと受け付けることができません。ご不明な点は、事前に市役所保育課放課後児童係までお問い合わせください。

*入室は受付順ではありません。提出された資料等を基に選考を行い、入室を決定します。

*放課後児童クラブの入室要件（P. 3-2参照）を満たしていることが書類にて確認できない場合は、入室することができません。あらかじめご了承ください。

目 次

★申込みのスケジュール	1
★放課後児童クラブとは	3
対象となる児童（入室要件）	3
開室日・開室時間	3
休室日	3
保護者負担金等	3
★入室までのながれ	4
★申請に必要な書類	5
★保護者負担金額表	7
★入室後の状況変更等	8
退室・延長利用中止	8
家庭状況等の変更	8
★放課後児童クラブ一覧	9

【問合せ先】

- ◆富士見市役所 子ども未来部 保育課 放課後児童係
住所：〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800 番地の1
電話：049-252-7136（直通）

市役所HP



《指定管理者》

- ◆富士見市社会福祉事業団 放課後児童クラブ事務局
住所：〒354-0021 富士見市大字鶴馬 3360 番地 1（ケアセンターふじみ内）
電話：049-251-8901

※放課後児童クラブの運営は、施設の指定管理者として市が指定した『社会福祉法人 富士見市社会福祉事業団』が行っています。

放課後児童クラブとは

1 放課後児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭で保育ができない小学校1年生から6年生までの児童に対し、放課後や夏休みなどの学校休業日に安心して過ごせる生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援するための施設です。

放課後児童クラブは、市内各小学校の敷地内に設置されています。（P.9参照）

2 対象となる児童（入室要件）

保護者が就労等により昼間家庭で保育ができない小学校1年生から6年生までの児童及び市長が認めた児童。

- ・就労による申請 … 週4日以上かつ午後3時以降（午後3時までを含む）も仕事をしている場合
- ・就労以外の申請 … 保育を必要とする理由（P.5-2「保育を必要とする理由を証明する書類」）のうちいずれかに該当する場合

3 開室日・開室時間

小学校の授業がある日	放課後から午後6時30分まで
小学校の授業がない日 （土曜日、春・夏・冬休み、開校記念日・県民の日・学校行事の振替休日等）	午前8時から午後6時30分まで
延長利用 （事前の申請が必要 P.5-3参照）	午後6時30分から午後7時まで （児童1人につき月額1,000円）

4 休室日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）及び市長が特に認める日

5 保護者負担金等

（1）保護者負担金： P.7参照

- ①同一世帯で同時に2人以上入室の場合、2人目以降の負担金月額は2/3となります。
- ②保護者負担金については減免の制度があります。詳しくはP.7を参照してください。
- ③途中退室や利用日数が少ない場合でも、保護者負担金の日割りによる返金はありません。

（2）傷害保険料：児童1人につき年額400円

万一事故や災害を受けた時に備え、入室児童全員に傷害保険に加入していただきます。
（本来の掛金800円のうち、400円を市が負担します。）

（3）延長利用料：児童1人につき月額1,000円（利用申請者のみ）

延長利用申請書を事前に提出すると、午後6時30分から午後7時まで時間延長することができます。

- ①利用を開始したい月の前月15日までに、延長利用申請書を保育課へ提出してください。
- ②延長利用料の減免や日割りはありません。

入室までのながれ

1 放課後児童クラブ「入室のしおり」を取得します。

◆設置場所

- ①市役所保育課窓口
- ②各放課後児童クラブ、各出張所、ふじみ野交流センター
鶴瀬西交流センター、子ども未来応援センター ※②は数に限りがあります
- ③市役所ホームページ



2 申請書類を作成します。

◆申請に必要な書類

- ・放課後児童クラブ入室申請書（受付期間厳守）
- ・就労証明書等又は保育を必要とする理由を証明する書類（受付期間厳守）
- ・保護者負担金算定同意書（受付期間厳守）
- ・延長利用申請書（利用者のみ）

※詳細については、P.5「申請に必要な書類」をご参照ください。



3 申請に必要な書類を提出します。

受付期限までに富士見市役所保育課窓口へ直接提出してください。

※受付期間については、P.1「申込みのスケジュール」をご参照ください。



4 保育課から入室決定通知書を送付します。

◆発送予定日（発送日は多少前後する場合がありますのでご了承ください。）

- ①4月入室申請（第1次決定） 令和7年2月上旬（予定）
- ②4月入室申請（第2次決定） 令和7年2月下旬（予定）
- ③4月入室申請（第3次決定） 令和7年3月下旬（予定）
- ④年度途中入室 入室月の前月下旬

※入室決定できない方には、保育課からお電話で確認の連絡をさせていただきます。



5 初めてご利用される方は、入室前の説明会にご参加ください。

◆開催時期

- ①4月入室 令和7年3月（詳細は入室決定通知をご確認ください。）
- ②年度途中入室 入室月の前月下旬（入室決定後、各クラブから電話でご連絡します。）

◆開催場所

入室決定した放課後児童クラブ

継続入室の申請について

児童クラブの入室を継続するには、一年度ごと（学年が上がるごと）に申請が必要です。

9月時点でクラブに在籍している児童のいるご家庭には、10月にクラブを通じて新年度入室申請書類を配布します。クラブからの案内に従って、継続するための申請をしてください。

（10月以降に入室された方は「入室のしおり」を取得し、保育課に直接ご提出ください）

申請に必要な書類

- 1 放課後児童クラブ入室申請書 ※児童1人につき1部
 2 保育を必要とする理由を証明する書類 ※下表のいずれか

児童の保護者（父、母、同居の祖父母等扶養義務のある65歳未満の方）全員の証明が必要です

保護者の事由	必要な書類	備考
就労（内定）している方	就労証明書	勤務先で作成 週4日以上かつ午後3時以降（午後3時までを含む）も就労していることがわかる内容で、おおむね1か月以内に発行されたもの
自営業の方	就労証明書＋自営業等申告書	自営主で作成 週4日以上かつ午後3時以降（午後3時までを含む）も働いていることがわかる内容であること
産前産後休業・育児休業中の方	就労証明書	勤務先で作成 休業期間及び復職予定日が記載されていること
出産予定の方 （就労していない場合）	母子健康手帳（出産予定日が記載されているページ）の写し＋退室届	入室可能期間 ：出産前2か月・出産後2か月
就学・職業訓練の方	在学証明書（合格通知）＋時間割等の写し	週4日以上かつ午後3時以降（午後3時までを含む）まで就学又は職業訓練していることがわかるもの
病気や障がいがある方	診断書	保育困難であることがわかる内容で、おおむね1か月以内に発行されたもの
介護・看護をしている方	被介護者・被看護者の診断書	介護・看護により保育困難であることがわかる内容で、おおむね1か月以内に発行されたもの
求職中の方	求職活動申告書兼誓約書 （4月入室は利用不可）	入室可能期間：1か月 ※期間後も入室継続を希望する場合、期間内に必ず就労証明書を提出すること

※就労証明書は、保育施設等入所申込用の就労証明書を併用できます。その場合は保育施設用に原本を提出し、放課後児童クラブ用にそのコピーを提出してください。

※兄弟姉妹で同時に入室申請する場合は、2人目以降の書類はコピーでも構いません。

3 状況に応じて提出する書類

該当する方	必要な書類	備考
延長を利用する方	延長利用申請書 （利用する児童1人につき1枚）	入室申請書と合わせて提出。入室後に追加申請する場合は、利用開始希望月の前月15日までに提出（追加申請の場合のみ郵送可）
転入予定の方 （申請時点で富士見市に住民登録がない）	賃貸借契約書、建築請負契約書、土地売買契約書など富士見市内の住所がわかる書類（写し）	転入後の小学校が確定してから申請 ※入室受付期限（P.1）厳守 算定資料を提出する場合、課税証明書必須 ※詳細は保護者負担金表（P.7）記載。
同一世帯に右記の手帳を交付されている方がいる	身体障害手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（写し）	保護者負担金が減免となる可能性有。 ※詳細は保護者負担金表（P.7）記載。 新規入室児童が交付対象の場合、別途必要書類提出の可能性有。

4 保護者負担金算定資料

下表をご確認のうえ、児童の保護者（父、母、同居の祖父母等扶養義務のある65歳未満の方）**全員**分の該当書類を「保護者負担金算定同意書」に添付し、提出してください。

該当する方	提出する書類（算定資料）
令和6年中に収入があり、確定申告をしない	令和6年分源泉徴収票（写し可）
令和6年中に収入があり、確定申告をした	令和6年分確定申告書控え（写し可）
令和6年中に収入がなく、扶養に入っていた	扶養者の令和6年分源泉徴収票または確定申告書控え（写し可）
令和6年中に収入がなく、扶養に入っていない	令和6年度 市・県民税 非課税証明書
令和6年1月1日に富士見市に住民票がない	令和6年度 市・県民税（非）課税証明書 （住民票があった自治体で発行されたもの）
生活保護世帯	生活保護受給証明書（令和7年1月1日以降に福祉政策課により発行されたもの） ※受給証の写しではありません。

※新年度申請に限り、入室申請時に算定資料が揃っていない場合は、用意ができ次第別途提出してください。（算定同意書及び算定資料のみ郵送可・令和7年3月14日必着）

※所得状況を公簿で確認させていただく場合があります。

5 口座振替依頼書

保護者負担金等の支払方法は、原則として口座振替となります。

入室決定通知書の送付時に口座振替の申込書（富士見市口座振替依頼書兼自動払込利用申込書）を同封します。お手元に届きましたら、希望する取扱金融機関等にご提出ください。

※口座引き落としの時期は毎月末日（土日祝日の場合は金融機関の翌営業日）です。決定された負担金額が引き落とされるよう、残高の確認をお願いします。

※提出されてから口座振替となるまでに、お時間を要する場合があります。お早めにご対応ください。

※負担金の支払いが困難になった時の分割納付や口座を開設できないなどの納付に関するご相談は、随時保育課で受け付けております。速やかにご連絡ください。

6 その他

- 申請に必要な書類がすべてそろっていないと受付はできません。ご不明な点がある場合は、事前に保育課までお問い合わせください。
- 状況に応じて、放課後児童クラブの入室に関して必要な書類の提出を求める場合があります。
- 提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、入室後であっても入室が取り消しとなる可能性があります。
- 申請後に入室を辞退される場合は、事前に保育課にご連絡のうえ「放課後児童クラブ辞退届」を提出してください。

なお、入室日を過ぎてから保育課に連絡した場合や辞退届を提出された場合、保険料及び入室月分の保護者負担金等が発生します。

保護者負担金額表

放課後児童クラブを利用するためには保護者負担金が児童1人毎にかかりますが、兄弟姉妹の同時入室やご家庭の所得状況により下表のとおり減免されます。

減免については、提出された保護者負担金算定資料を基に決定します。

なお、「保護者負担金算定同意書」が期限までに提出されない場合は、下表太枠の最高額（E階層・基準額）で決定します。そのため、**最高額以外の決定を希望する場合は、必ず算定同意書及び算定資料を提出してください。**（提出された算定資料を基に算定した結果、最高額の決定となる場合があります。）

階層	区 分		負担金月額（基準額）		負担金月額（下記条件①～③に当てはまる場合）	
			1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		0	0	0	0
B	A階層を除き、令和6年分の所得税非課税世帯	令和6年度（令和5年分）の市民税非課税世帯	1,500	1,000	0	0
C		令和6年度（令和5年分）の市民税均等割のみ課税世帯	6,000	4,000	3,000	0
D		令和6年度（令和5年分）の市民税所得割課税世帯	8,000	5,300	4,000	0
E	A階層を除き、令和6年分の所得税課税世帯		10,000	6,600	5,000	0
					※前年度の市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯に限る	

* 次の条件に該当する場合は、負担金の減額又は免除の対象となる場合があります。

- ①ひとり親世帯で、現に児童を扶養している世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付されている人がいる世帯
- ③特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯

また、申請後に減免に係る状況が変更となった場合は、変更届の提出等手続きが必要です。詳細は次ページをご確認ください。

入室後の状況変更等

1 退室・延長利用中止

放課後児童クラブの利用や延長利用が必要なくなった場合は、以下の書類を市に提出してください。

変更事由	必要な書類	提出期限
放課後児童クラブの利用をやめる	放課後児童クラブ退室届 (児童1人につき1枚)	退室する月の25日(土日祝の場合は前開庁日) ※郵送可・期限内必着
延長利用のみをやめる	放課後児童クラブ変更届 (児童1人につき1枚)	延長利用を中止する月の25日(土日祝の場合は前開庁日) ※郵送可・期限内必着

※保育課窓口へ直接又は郵送で提出してください。

※月の途中で退室・延長利用中止をした場合でも、保護者負担金や延長利用料の日割りはありません。

※期限までに提出されなかった場合、翌月分の負担金等が発生しますのでご注意ください。

※退室日・延長利用中止日を遡っての申請は受付できません。必ず事前にご提出ください。

2 家庭状況等の変更

家庭状況等に変更があった場合は、下表を参考に、必要書類を市に提出してください。

変更事由	必要な書類
転居等により小学校を転校する	市内の場合：変更届 市外の場合：退室届
就労先変更・就労開始・復職する	変更届+就労証明書
就労先を退職し、求職活動をする	求職活動申告書兼誓約書
就労していたが病気や怪我等により退職した	変更届+診断書
就労先を退職し、家庭で保育する	退室届
ひとり親世帯となった	変更届+世帯状況が変わったことがわかる書類(+保護者負担金算定同意書) ※離婚調停中の場合は、離婚調停中であることが分かる書類(期日呼出状・事件係属証明書など)
婚姻によりひとり親世帯ではなくなった	変更届+新たに家族となった方の就労証明書及び保護者負担金算定同意書
同一世帯の方が、減免対象となる手帳等を交付された	変更届+手帳等の写し(+保護者負担金算定同意書)
その他	保育課にお問い合わせください

* 放課後児童クラブ退室届・放課後児童クラブ変更届は、各放課後児童クラブ・市役所保育課・市役所ホームページに設置しています。

富士見市立放課後児童クラブ一覧

放課後児童クラブは、全て市内の小学校の敷地内に設置しています。

施設名	所在地	連絡先
鶴瀬第1放課後児童クラブ	羽沢2-1-1	049-251-3292
鶴瀬第2放課後児童クラブ		049-252-8005
鶴瀬第3放課後児童クラブ		049-252-8006
水谷第1放課後児童クラブ	水谷1-13-3	049-254-3734
水谷第2放課後児童クラブ		049-252-2821
水谷第3放課後児童クラブ		049-252-2822
水谷第4放課後児童クラブ		049-254-2855
南畑第1放課後児童クラブ	上南畑1280	049-255-2406
南畑第2放課後児童クラブ		049-254-8686
関沢第1放課後児童クラブ	関沢3-24-1	049-254-5540
関沢第2放課後児童クラブ		049-253-0606
勝瀬第1放課後児童クラブ	勝瀬674	049-251-2972
勝瀬第2放課後児童クラブ		049-251-2973
水谷東放課後児童クラブ	水子3614	049-253-6047
諏訪第1放課後児童クラブ	鶴馬1932-1	049-251-6825
諏訪第2放課後児童クラブ		049-254-3551
諏訪第3放課後児童クラブ		049-253-2733
みずほ台第1放課後児童クラブ	東みずほ台3-21	049-251-0705
みずほ台第2放課後児童クラブ		049-253-3007
針ヶ谷第1放課後児童クラブ	針ヶ谷2-38-3	049-255-5517
針ヶ谷第2放課後児童クラブ		049-252-7300
ふじみ野第1放課後児童クラブ	ふじみ野東4-4-1	049-267-2362
ふじみ野第2放課後児童クラブ		049-267-2365
ふじみ野第3放課後児童クラブ		049-262-2627
つるせ台第1放課後児童クラブ	鶴瀬西2-9-1	049-254-3397
つるせ台第2放課後児童クラブ		049-293-2196
つるせ台第3放課後児童クラブ		049-293-2197

※令和6年10月1日現在のクラブ設置状況です。

なお、一つの小学校に複数クラブが設置されている場合は、入室説明会において、在籍するクラブをお知らせする予定です。